

第13期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年3月25日(金)

午後1時 (受付時間：午後0時30分)

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoomA・B

目次

第13期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
添付資料	
事業報告	11
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告書	36

ご来場自粛のお願い

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年と異なる対応及び運営をさせていただきます。株主の皆様におかれましては必ずご高覧のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場への当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ・議決権行使は書面又はインターネット等で行うことができますので、極力書面又はインターネット等によって議決権行使をお願いいたします。
- ・本株主総会はお座席の間隔を広く取らせていただく関係上、ご入場可能な株主様は30名を上限とさせていただきます。
- ・ご来場については事前登録制とさせていただきます。事前登録の希望者が設置する座席数を超える場合には抽選とさせていただきます。
- ・事前に登録されなかった株主様、抽選で当選されなかった株主様及びご入場の際に当選が確認できない株主様は本株主総会会場へはご入場いただけませんので予めご了承ください。

株主様へのお願い

株主様と当社役員及び運営スタッフにおける新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。また、ご来場については事前登録制(抽選制)とさせていただきます。

ご来場事前登録制の採用について

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様の安全確保のため、座席の間隔を拡げることから、会場にご用意できる席数が大幅に減少し、ご入場可能な株主様は30名を上限とさせていただきます。

したがって、当社は本株主総会への株主様の出席について事前登録制を採用し、事前登録の希望者が設置する座席数を超える場合には抽選とさせていただきます。なお、事前に登録されなかった株主様、抽選で当選されなかった株主様及びご入場の際に当選が確認できない株主様は本株主総会会場へはご入場いただけませんので予めご了承ください。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- ・本株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会の決議結果については、後日当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・接触感染リスク低減のため、本株主総会はお飲み物の提供はございません。
- ・ご来場の株主様にはマスクを必ずご着用いただくとともに、会場に用意いたしておりますアルコール消毒液での手指消毒のご協力をお願いいたします。マスク着用にご協力いただけない株主様のご入場はお断りいたします。
- ・当日は会場入り口付近で検温を実施し、37.5度以上の発熱がある方、37.5度未満でも体調不良と思われる方につきましては、ご入場をお断りいたします。
- ・本株主総会の所要時間短縮のため、事業報告を含め、議案の詳細な説明は省略させていただきますので、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。また、質疑応答の時間を制限するため、株主様からのご質問回数をお一人1問、かつ本株主総会の目的である事項に限定させていただきますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ・今後の感染拡大状況により、感染予防のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.medley.jp/ir/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

ご来場事前登録方法

下記の事前登録をされていない株主様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

事前登録期限 2022年3月16日(水) 午後6時

事前登録方法 受付専用ウェブサイトでのお申込み

<https://www.medley.jp/ir/gmos-entry.html>

※スマートフォン・携帯電話からは右記のQRコードを読み取ることでアクセス可能です。



パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面にしたがい、下記の事項をご記載のうえ、ご送信ください。

- ・ **メールアドレス**
- ・ **株主番号** 議決権行使書用紙右下に記載されている8桁の数字
- ・ **氏名／ふりがな**
※法人の場合は、法人名と、部署名・役職も併せてご記載ください

抽選結果について

事前登録をいただいた株主様に対し、2022年3月18日(金)午後6時までに、入場の可否にかかわらず抽選結果を電子メールでご連絡いたします。

株主総会当日について

- ・事前登録は株主様お一人1度限り有効です。複数回登録された場合、2回目以降の申込み分は抽選より除外いたします。
- ・事前登録によって入場可能な株主様は、「議決権行使書用紙」と2022年3月18日(金)付けにて別途メールでご連絡する「ご来場確定通知」の2つをご持参の上、本総会当日に受付までお越しください。（「ご来場確定通知」につきましては、印刷してお持ちいただくか、スマートフォン・携帯電話で通知画面を受付にお見せください。）
- ・「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合にはご入場をお断りさせていただきます。

事前質問受付について

本株主総会では、事前に本株主総会の目的事項に関する質問をお受けいたします。以下の方法にしたがい、ご質問いただきますようお願い申し上げます。

事前質問期限 2022年3月16日(水) 午後6時

事前質問方法 受付専用ウェブサイトでのお申込み

<https://www.medley.jp/ir/gmos-query.html>

※スマートフォン・携帯電話からは右記のQRコードを読み取ることでアクセス可能です。



パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面にしたがい、下記の事項をご記載のうえ、ご送信ください。

- ・ **メールアドレス**
- ・ **株主番号** 議決権行使書用紙右下に記載されている8桁の数字
- ・ **氏名／ふりがな**
※法人の場合は、法人名と、部署名・役職も併せてご記載ください
- ・ **ご質問事項**

事前質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、時間の許す限り株主総会当日にご回答させていただくことを予定しており、後日当社ウェブサイトにて質疑応答の概要を掲載させていただく予定ですが、個別のお問い合わせに対する回答はいたしかねますので予めご了承ください。

- ・事前登録のお申込み及び事前質問のご送付の際に当社が取得した株主様の個人情報、本株主総会に関する業務以外に使用することはございません。
- ・ドメイン指定受信をされている方は、「@medley.jp」からのメールを受信可能とするよう設定をお願いいたします。その他、ご利用のプロバイダー又は携帯電話会社のセキュリティ等の設定によってメールを受信できない事象につきましては当社側では対応いたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード4480
2022年3月10日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
株 式 会 社 メ ド レ ー
代表取締役社長 瀧 口 浩 平

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会の開催について慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、規模を大幅に縮小し、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。また、ご来場については事前登録制（抽選制）とさせていただきます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁から6頁のご案内にしたがって2022年3月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年3月25日（金曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA・B |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第13期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 資本金の額の減少の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが議決権行使書用紙及び当社から電子メールにて送信した「ご来場確定通知」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.medley.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.medley.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合



■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後6時必着



■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後6時まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

● 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができます。ご希望の株主様はパソコン又はスマートフォンより議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)でお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

株主総会にご出席される場合



■ 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙と別途メールでご連絡する「ご来場確定通知」の2つをご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

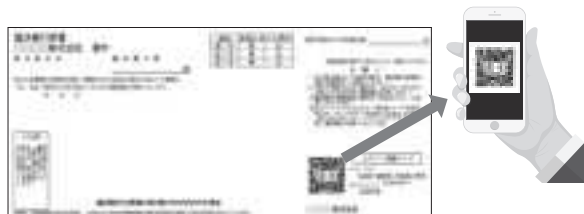
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2022年3月25日（金曜日）午後1時

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載の「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォンで議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは
1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコード
を用いずに議決権を行使する場合は、
「ログインID・仮パスワードを入力
する方法」（右記）をご確認ください。

●ご注意事項

インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1. 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3. 新しいパスワードを入力し、「送信」をクリックしてください。



4. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

(2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。

遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、バーチャルオンリー株主総会の開催に関する定款変更に関し、一部の議決権行使助言会社により懸念が呈されている件については、当社としても十分に審議を重ねたうえ、本提案は、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するものであり、当社と株主の皆さまとの間の有意義な対話を妨げるものではないと判断しており、本議案が承認可決された場合には、株主の皆さまとの十分な対話の確保を前提に、株主総会の開催方法を機動的かつ柔軟に決定してまいります。

また、当社は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に基づき、場所の定めのない株主総会を開催できる定款変更について経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- 1 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- 2 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- 3 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(変更前定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- 4 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1.～4. (省略) (新設) 5.～17. (省略)	第2条（目的） 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1.～4. (現行どおり) <u>5.医療、介護、保育等の人材育成のための教育研修事業</u> <u>6.～18.</u> (現行どおり)
第13条（招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時 必要に応じて招集する。 (新設)	第13条（招集） 1 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了 後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随 時必要に応じて招集する。 2 <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株 主総会とすることができる。</u>

現行定款	変更案
第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （新設） （新設）	（削除） 第15条（電子提供措置等） 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 （附則） 1 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 3 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 資本金の額の減少の件

提案の理由

今後の当社における資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これにより減少する資本金の額と同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1)減少する資本金の額

資本金の額6,716,998,700円のうち6,706,998,700円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2)資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月1日

以 上

事 業 報 告

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、医療や介護の提供体制を担う人材の不足や財源問題が引き続き継続し、有効求人倍率も全産業平均と比較して高い水準で推移いたしました。また、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の感染の再拡大を受け、2021年4月に、東京・大阪等の大都市圏を中心とした緊急事態宣言が発令され、同年6月に沖縄県を除き解除されました。しかしながら、再度7月に東京に同宣言が発令され、8月にはさらに神奈川・埼玉・千葉・大阪に対象地域が再拡大し、同年9月に解除されました。また、主に発症や重症化の予防が期待されるワクチンの接種が全国的に開始され、4月以降、急速にワクチン接種者数が増加しました。

このような事業環境のもと、人材プラットフォーム事業の売上高は、人材採用システム「ジョブメドレー」においてワクチン接種による採用プロセスの遅延等の影響が主に医科・介護領域にて発生したものの、株式会社メディパスのオンライン研修事業が同社の連結子会社化により加わったこと等により、増収となりました。また、医療プラットフォーム事業においても、医療機関のワクチン接種対応による影響が一部見られたものの、プロダクトの販売が堅調に推移したことに加え、連結子会社化した株式会社メディパスの一部事業及び株式会社パシフィックメディカルの事業が加わったこと等により、増収となりました。売上高が伸長する一方で、引き続き事業規模拡大に向けて人材プラットフォーム事業におけるシステムの機能開発や人員増強等の継続成長投資、並びに医療プラットフォーム事業における開発人員の増強をはじめとした先行投資を積極的に実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高10,863,568千円（前年同期比59.0%増）、EBITDA1,218,778千円（前年同期比124.6%増）、営業利益733,247千円（前年同期比85.1%増）、経常利益743,485千円（前年同期比75.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は563,251千円（前年同期比23.5%増）となりました。

なお、人材プラットフォーム事業においては、当社グループのサービスを利用して入職した求職者が求人事業所に入職した日付を基準として売上高を計上しているため、一般的に年度の始まりとされている4月に入職が増え、同月に売上高が偏重する傾向があります。その

ため、当社グループの業績は、第2四半期連結会計期間に売上高が偏重する傾向があります。

セグメントごとの業績を示すと、以下のとおりです。

なお、セグメント間取引消去額及びセグメントに配賦されていない全社共通費用の総額は1,956,740千円（前年同期比36.6%増）です。

① 人材プラットフォーム事業

当連結会計年度では、人材採用システム「ジョブメドレー」において、引き続きCOVID-19のワクチン接種による入職時期の遅延等、採用プロセスへの影響が一定程度見られたものの、利便性の向上に向けたサービスサイトの機能改善を継続的に実施したこと等により応募数が伸長し、顧客事業所数が前連結会計年度末比17.4%増の253,000件強、掲載求人数は前連結会計年度末比17.5%増の252,000件強となりました。また、2021年3月に連結子会社化（完全子会社化）した株式会社メディパスのオンライン研修事業が当セグメントに加わり、順調に推移しました。

以上の結果、セグメント売上高は7,878,737千円（前年同期比39.4%増）、全社共通費用配賦前のセグメント利益（営業利益）は3,188,694千円（前年同期比34.5%増）となりました。

② 医療プラットフォーム事業

当連結会計年度においては、引き続き医療機関におけるCOVID-19のワクチン接種対応による影響を一定程度受けたものの、2021年1月に中小病院向けの電子カルテ「MALL」の開発及び提供を行う株式会社パシフィックメディカルを連結子会社化した結果、医療プラットフォーム事業全体の利用医療機関数は前連結会計年度に引き続き増加し、前連結会計年度末比89%増の10,611件に至っております。また、オンライン医療事典「MEDLEY」においては、継続的なコンテンツの更新及び拡充を実施しました。加えて、2021年3月に連結子会社化（完全子会社化）した株式会社メディパスの一部事業が当セグメントに新たに加わりました。

以上の結果、セグメント売上高は2,676,746千円（前年同期比149.7%増）、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は457,258千円（前年同期は営業損失461,415千円）となりました。

なお、当該営業損失が発生している要因としては、主にかかりつけ薬局支援システム「Pharms」の新規利用医療機関の獲得や機能拡充、及びクラウド診療システム「CLINICS」の患者ユーザー向け機能拡充に向けた成長投資に加え、株式会社パシフィックメディカル及び株式会社メディパスの連結子会社化によるのれん償却費の計上等が挙げられます。

③ 新規開発サービス

当連結会計年度においては、「介護のほんね」は継続的なコンテンツ拡充及び紹介可能施設数の拡充のための積極的な営業活動を実施しました。また、株式会社メディパスの一部事業が当セグメントに加わりました。

以上の結果、セグメント売上高は308,284千円（前年同期比184.9%増）、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は41,447千円（前年同期は営業損失80,682千円）となりました。

なお、当該営業損失が発生している要因としては、「介護のほんね」の最適な収益構造の確立に向けた投資を実施していることが挙げられます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は243,120千円であります。その主なものは、当社グループの事業運営を行うためのソフトウェアの開発160,449千円であります。

なお、当連結会計年度におきまして重要な設備の除却、売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2021年5月11日に第三者割当増資により5,132,050千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」というミッションを掲げ、医療ヘルスケア領域において事業を展開しております。インターネット技術等を活用して医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションを推進し、患者と医療従事者の双方にとって納得できる医療を実現することを目指しております。

また、当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化を重視しており、現在はその源泉となる売上高及び売上高総利益を大きくするフェーズであると考えております。その中期目標として、2025年売上高230億円というマイルストーンを設定し、積極的な投資により早期達成を目指しています。

具体的には売上高を「顧客事業所数」×「ARPU（注）」に分解し、「顧客数の最大化」と、「ARPUの継続改善」に取り組んでおります。これらのために、継続的な顧客獲得に加え、当社グループの顧客によるサービス利用率の向上や、プロダクトラインナップの強化に積極的な投資を行ってまいります。

（注） ARPU（Average Revenue Per User）とは、当社グループの顧客事業所当たりの売上額を指します。

上記を踏まえ、当社グループが対処すべき課題として、以下のような課題を認識し、これに対処してまいります。

① 高い売上高成長率の継続のための規律ある成長投資の実行

当社グループでは、高い売上高成長率の継続のために、既に収益化している既存事業への成長投資のみならず、新規事業開発に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

経営の安定性の観点から、全社での黒字を確保できる範囲内であることを原則とした積極的な成長投資を実行しております。新規事業開発においては、当社グループの既存事業とのシナジーを活かすことを重視しております。各事業への投資に関しては、複数の分析指標を用いて費用対効果及び投資回収期間などの評価を行うとともに、ユニットエコノミクスが健全化したプロダクトについては、プロダクト毎に黒字化のタイミングを設定しております。

今後も、高い売上高成長率の継続のため、規律ある成長投資を実行してまいります。

② 事業連携及びM&Aの取り組み

当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化のために、事業連携及びM&Aの取り組みが有用であると認識しております。当社グループが有する顧客基盤やプロダクトラインナップの活用等のシナジーを重視した事業連携及びM&Aを積極的に実施することで、全社としての収益力強化に取り組んでまいります。

③ 組織体制の整備

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより高い売上高成長率を継続していくため、医師・エンジニアをはじめとする多様なバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると認識しております。当社グループの経営理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が高いモチベーションを持って働ける就業環境や人事制度の整備を行うことで、組織力の強化を目指してまいります。

④ システムの安定稼働と強化

当社グループは、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、利用者の増加、取扱データ容量拡大に応じたサーバーの増強を含め、システム安定化のための人員確保及び継続的なシステム強化に取り組んでまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは、医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションに取り組む中で、エンドユーザー(求職者や患者等)の個人情報を中心とした情報資産を当社グループのシステム上に多く保有しております。かかる個人情報を中心とした情報資産の管理を強化していくことが、当社グループミッションの達成に向けた当社グループへの社会からの信頼性構築のために非常に重要であると考えております。個人情報やインサイダー情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備、及び各種セキュリティ認証の取得等により、情報管理体制の強化徹底を図ってまいります。

⑥ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、現在成長段階にあり、継続的な成長を続けることのできる強固な組織基盤の確立に向けて、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の更なる強化が経営上の重要な課題であると認識しております。特に、事業連携及びM&A等を実施しながら事業拡大を行っていくことを前提に、子会社管理体制を強化し、連結グループとしての財務報告の信頼性確保並びにコンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑦ リスク管理体制の強化

当社グループでは、顧客数の最大化と、ARPUの継続改善に今後も取り組んでいく中で、事業領域を継続的に拡大し、サービスの機能を拡充していくことを企図しています。そのような中で、顧客やエンドユーザー(求職者や患者等)からのクレーム対応や、新たに発生する想定リスクを堅実に管理していく体制を強化することが重要であると認識しております。このため、当社グループではリスク管理を統括する内部組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の強化を図っております。リスク管理委員会は、当社グループの経営及び事業運営にリスク管理の視点を定着させることをミッションとし、取締役会においてその活動報告を行うこととなっている等、より実効的なリスクマネジメント体制を構築することを基本方針としています。また、2018年1月に内部監査部門を新設しておりますが、今後とも当社グループではリスク管理を含めた内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑧ 知名度の向上

当社グループは、運営するサービスの飛躍的な成長によって、医療ヘルスケア領域の事業所のみならず、エンドユーザー(求職者や患者等)における健全な知名度の向上が必要であると考えております。また、当社グループの知名度の向上は、他企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。そうした考えから、当社グループでは、各サービスの知名度の向上を目指した広告宣伝活動に加え、全社的な広報活動を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 10 期	2019年度 第 11 期	2020年度 第 12 期	2021年度 (当連結会計年度) 第 13 期
売 上 高	— 千円	4,765,312 千円	6,830,791 千円	10,863,568 千円
経 常 利 益	— 千円	178,347 千円	422,687 千円	743,485 千円
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	— 千円	△381,226 千円	455,986 千円	563,251 千円
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△)	— 円	△14.87 円	15.69 円	17.79 円
総 資 産	— 千円	5,400,488 千円	15,519,992 千円	20,208,356 千円
純 資 産	— 千円	3,359,789 千円	9,717,594 千円	14,049,572 千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	— 円	118.88 円	314.53 円	438.43 円

(注) 当社グループでは、第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 10 期	2019年度 第 11 期	2020年度 第 12 期	2021年度 (当期) 第 13 期
売 上 高	2,933,043 千円	4,685,023 千円	6,717,286 千円	9,032,669 千円
経常利益又は経常損失(△)	△87,829 千円	186,900 千円	433,883 千円	770,642 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△153,562 千円	△381,226 千円	467,605 千円	653,499 千円
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△)	△5.88 円	△14.87 円	16.09 円	20.64 円
総 資 産	2,310,889 千円	5,382,634 千円	15,430,110 千円	18,826,319 千円
純 資 産	1,090,468 千円	3,359,789 千円	9,729,213 千円	14,070,995 千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	41.26 円	118.88 円	314.91 円	441.63 円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社パシフィックメディカル	32,000千円	80%	医療プラットフォーム事業
株式会社メディパス	100,000千円	100%	医療プラットフォーム事業

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含む6社であります。

③ その他

2021年1月4日付で株式会社パシフィックメディカルの80%の株式を取得し、当社の子会社といたしました。

2021年2月26日付で株式会社メディパスの全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
人材プラットフォーム事業	人材採用システム「ジョブメドレー」を運営 オンライン研修システムを運営
医療プラットフォーム事業	クラウド診療支援システム「CLINICS」を運営 調剤薬局向けシステム「Pharms」を運営 医療情報提供サービス「MEDLEY」を運営 病院向け電子カルテ「MALL」を運営
新規開発サービス	介護施設検索サイト「介護のほんね」を運営

(8) 主要な事業所（2021年12月31日現在）

① 当社

本 社	東京都港区六本木三丁目2番1号
-----	-----------------

② 子会社

株式会社パシフィックメディカル	高知県宿毛市幸町5番12号
株式会社メディパス	東京都品川区西五反田二丁目29番5号

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
719 (75) 名	225名増 (30名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
589 (29) 名	115名増 (3名減)	31.5歳	2.4年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が最近1年間において115名増加しておりますのは、当社の事業規模の拡大によるものであります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	2,350,000 千円
株式会社りそな銀行	281,669 千円
株式会社日本政策金融公庫	185,380 千円
株式会社四国銀行	111,675 千円
株式会社みずほ銀行	100,400 千円

(注) 当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間にコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,462,500株（うち自己株式603,100株）
 （注）2021年5月11日を払込期日とした第三者割当増資により発行済株式総数が、933,100株増加しております。
- (3) 株主数 17,308名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
瀧口 浩平	5,962,600 株	18.72 %
豊田 剛一郎	3,455,800	10.85
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	1,700,000	5.34
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,511,002	4.74
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	1,375,700	4.32
株式会社NTTドコモ	933,100	2.93
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, LUXEMBOURG REF: UCITS	614,800	1.93
MORGAN STANLEY & CO. LLC	466,685	1.46
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	457,600	1.44
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	450,000	1.41

- (注) 1.当社は、自己株式を603,100株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2.持株比率は、自己株式（603,100株）を控除して計算しております。
 3.2021年11月9日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年11月2日現在で Polar Capital LLPが1,777,300株（保有割合5.52%）保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社の企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)を対象に、譲渡制限付株式報酬を付与するため次のとおり株式を交付しております。

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	10,500株	5名

(注) 1.当社の株式報酬の内容につきましては「3.(4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

2.当事業年度中に当社が社外取締役及び監査役に対して交付した株式はありません。

(6) その他株式に関する事項

自己株式の取得

① 取締役会決議に基づく取得による増加

取得対象株式の種類及び数	普通株式 600,000株
取得価額の総額	1,763,973,000円
取得した期間	2021年11月15日から2021年12月15日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

② 譲渡制限付株式の付与対象者の退職に伴う無償取得による増加：3,100株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年12月31日現在)

氏 名	地位	担当及び重要な兼職の状況
瀧口 浩平	代表取締役社長	株式会社ミナカラ 代表取締役
田丸 雄太	取締役	コーポレート本部長 MEDS株式会社 代表取締役
石崎 洋輔	取締役	人材プラットフォーム本部長
平山 宗介	取締役	CTO 医療プラットフォーム本部長
河原 亮	取締役	CFO IRファイナンス室長
島 佑介	取締役	医療プラットフォーム副本部長 株式会社パシフィックメディカル 代表取締役医師 株式会社オーティーオー 代表取締役副社長
豊田 剛一郎	取締役（医師）	事業連携推進室長
古谷 昇	社外取締役	有限会社ビーフル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 株式会社ジーンズホールディングス 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役
岩瀬 大輔	社外取締役	Tiger Gate Capital Limited Director KLKTNLimited Co-Founder Chief Executive Officer YCP Holdings (Global) Limited Limited Director
星 健一	社外取締役	kenhoshi&Company 代表 オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員 AI inside株式会社 社外取締役
高野 秀敏	社外取締役	株式会社キープレイヤーズ 代表取締役 株式会社エージェントセブン 代表取締役
表 昇平	常勤監査役	—
加藤 啓一	社外監査役	—
蒲地 正英	社外監査役	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1.2021年3月26日開催の第12期定時株主総会において、島佑介氏、岩瀬大輔氏及び星健一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 2.高野秀敏氏、古谷昇氏、岩瀬大輔氏、星健一氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 3.加藤啓一氏、蒲地正英氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 4.蒲地正英氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5.当社は、取締役高野秀敏氏、古谷昇氏、岩瀬大輔氏及び星健一氏、監査役加藤啓一氏及び監査役蒲地正英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行責任（善管注意義務違反・経営判断の誤り等）に起因して株主・投資家、従業員その他の第三者に対する役員個人が負担すべき以下の法律上の損害賠償金及び争訟費用を保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、保険料は全額当社で負担しております。

- ① 取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用
- ② 個人被保険者に対してなされた損害

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 取締役報酬について

(a) 報酬の決定方針及び決定方法

当社の取締役の報酬等の基本方針の決定権限を有する者は取締役会であり、当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、以下を「取締役報酬の基本方針」として決議しております。

- イ 当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
- ロ 社内（業務執行）取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

(イ) 基本方針

当社のミッションである「医療ヘルスケアの未来をつくる」に向けて前進し、中長期的な企業価値の向上に対して適切なインセンティブを与えられる制度とする。

(ロ) バランス

過度なリスクテイクを志向する制度とならぬよう、基本報酬と業績に連動した報酬の適切なバランスを志向するものの、成長性の確保に重点を置き、基本報酬に対する業績連動報酬の割合については、同業種他社の水準と比較して業績連動報酬の比率を高くする。

(ハ) 報酬総額

同等程度の規模（売上高、時価総額、従業員規模等）の同業種の企業との比較においてトップクラスの報酬水準とし、優秀な人材が確保できる制度とする。

(二) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の市場価値、各種統計資料とのベンチマーク比較等も参考にしながら決定を行う。

(ホ) 業績連動報酬

業績に連動する報酬については、中長期での企業価値向上へのインセンティブを重視するために、単年度の業績に連動するいわゆる業績連動賞与は導入せず、株主と経営陣での利害関係が共有される株価連動報酬（株式報酬）を採用する。

(ヘ) 社外取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

- i. 取締役の業務執行の監督という役割を踏まえて取締役ごとに個別に決定を行う。
- ii. 独立性の観点から、業績に左右されない現金固定報酬のみとし、ガバナンスの役割期待及びリスクに見合った報酬額とする。

当社では、取締役の報酬を決定する取締役会に先立ち、取締役の個別報酬額について以下の概要に記載する報酬諮問委員会の諮問を受けることを定めています。

(報酬諮問委員会の概要)

- ① 報酬諮問委員会規程の定めるところに従い、独立社外取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成する。
- ② 委員の員数は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。
- ③ 委員長は、取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選任する。
- ④ 報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額等の内容、その他必要な基本方針、規則及び手続等の制定に関して審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行う。

(b) 報酬の構成及び決定に至る過程

取締役の報酬等の額については、2015年3月30日開催の第6期定時株主総会において、年額200百万円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名です。

また、2021年3月26日開催の第12期定時株主総会において、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の利害共有を進めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は11名です。当制度による報酬は、上記の取締役報酬である200百万円の報酬枠とは別枠で、年額200百万円の範囲内で付与することとしており、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年3万株以内としております。

当事業年度においては、各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役に一任しており、各取締役の報酬額は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定しております。決定を委任した理由は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等につき各取締役の個別の事情を踏まえるためです。

なお、2021年2月26日開催の取締役会において、個別の社内（業務執行）取締役の基本報酬と株式報酬の比率、及び、社外取締役の報酬の総額については報酬諮問委員会への諮問を踏まえて取締役会において決定する方針を決議しており、代表取締役は報酬諮問委員会が定めた方針に沿って取締役会が委任した権限の範囲内で各取締役の報酬を決定するものとしております。

当事業年度の実績は、代表取締役が、報酬諮問委員会への諮問を踏まえた取締役会からの委任の範囲内で、上記の報酬の決定方針に沿って決定したものであり、当社の取締役会は、取締役の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 監査役報酬について

監査役については、2020年3月27日開催の第11期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しており、当該決議時点の対象となる監査役の員数は4名です。各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

② 当該事業年度の取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	142 (14)	127 (14)	－ (－)	15 (－)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	19 (6)	19 (6)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(注) 1.非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
2.上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	古谷 昇	有限会社ビークル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 株式会社ジズホールディングス 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役	特別の利害関係はありません。
社外取締役	岩瀬 大輔	Tiger Gate Capital Limited Director KLKTN Limited Co-Founder Chief Executive Officer YCP Holdings (Global) Limited Limited Director	特別の利害関係はありません。
社外取締役	星 健一	kenhoshi&Company 代表 オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員 AI inside株式会社 社外取締役	特別の利害関係はありません。
社外取締役	高野 秀敏	株式会社キープレイヤーズ 代表取締役 株式会社エーエージェントセブン 代表取締役	(注)
社外監査役	加藤 啓一	—	—
社外監査役	蒲地 正英	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役	特別の利害関係はありません。

(注) 社外取締役高野秀敏氏は、株式会社キープレイヤーズの代表取締役、株式会社エーエージェントセブンの代表取締役を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間では、人材の紹介に関する業務委託契約を締結しており、兼職先から紹介を受けた人材を当社が採用する場合は当社にとって利益相反取引に該当することから、当該取引の当社にとっての必要性及び取引条件の合理性を検討のうえ、会社法に従い取締役会決議による個別承認を行っております。同社と当社との間における2021年度の取引実績は1,746千円です。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古谷 昇	18/18回 (100%)	—	コンサルティング業界における経営経験や上場企業における社外取締役経験による見識を活かし、当社のガバナンス強化や経営戦略について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	岩瀬 大輔	18/18回 (100%)	—	国内企業及びグローバル企業における経営経験及び社外取締役経験による見識を活かし、当社の経営戦略や経営体制について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	星 健一	18/18回 (100%)	—	グローバル成長企業における経験と見識を活かし、当社の組織運営や事業戦略について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	高野 秀敏	18/18回 (100%)	—	採用及び人事領域における経験と見識を活かし、当社の特に人材プラットフォーム事業や組織体制について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外監査役	加藤 啓一	18/18回 (100%)	14/14回 (100%)	数多くの事業会社での経理・総務等のコーポレート業務に関連した業務経験、経営経験及び監査役としての経営監視の経験と見識を活かした助言・提言を行うとともに、当社の適切な経営監視を行っております。
社外監査役	蒲地 正英	18/18回 (100%)	14/14回 (100%)	税理士及び公認会計士の資格を活かし数多くの事業会社に対する経営アドバイスを 행ってきた経験に基づき、財務及び会計に関する高い専門性と豊富な知見と専門的な観点から助言・提言を行うとともに、当社の適切な経営監視を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65,560千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	65,560千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回開催いたしました。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、当社では2018年1月24日開催の当社取締役会において、リスク管理規程を新設しました。当該リスク管理規程に基づき、コーポレート本部管掌取締役を委員長とし、各常勤取締役をリスク管理委員とするリスク管理委員会を設立し、当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定及びリスク対応施策の実行を実施しております。
- ③ 当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、法務担当部門が開催するコンプライアンス基礎研修を全12回に亘り社員に対して実施いたしました。情報セキュリティ及びインサイダー取引防止体制に関するeラーニングでの全社研修も実施しており、社内でのコンプライアンス意識の向上に努めております。また、コンプライアンス体制強化の目的で、2019年8月に内部通報規程を改定し、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。
- ④ 当社では、2018年12月期より専任の内部監査部門を設立しており、当事業年度においても内部監査室が定めた内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 当社グループの子会社では、当社のコーポレート本部が中心となり社内規程の整備、各種研修の実施を行いました。また、子会社の内部監査についても内部監査計画に基づきこれを実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

(4) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけております。現在、当社は引き続き成長過程にあると考えており、持続的成長に向けた積極的な投資に資本を充当していくことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると判断しております。このことから創業以来配当は実施していません。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主の皆様に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定です。さらに、株価や経営環境の変化に対する機動的な対応や資本政策及び株主の皆様に対する利益還元策の一つとして、自己株式の取得も適宜実施していく方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,541,314	流 動 負 債	3,341,685
現 金 及 び 預 金	14,294,462	買 掛 金	109,627
売 掛 金	848,687	1年内返済予定の長期借入金	934,240
商 品 及 び 製 品	39,066	未 払 金	804,317
仕 掛 品	3,412	未 払 費 用	92,920
前 払 費 用	168,936	前 受 金	539,248
そ の 他	206,463	預 り 金	169,394
貸 倒 引 当 金	△19,715	未 払 法 人 税 等	376,215
固 定 資 産	4,600,354	未 払 消 費 税 等	198,773
有 形 固 定 資 産	166,755	返 金 引 当 金	15,472
建 物	85,640	勤 続 支 援 金 引 当 金	24,045
機 械 及 び 装 置	4,455	そ の 他	77,429
工 具、器 具 及 び 備 品	35,485	固 定 負 債	2,817,098
車 両 運 搬 具	4,059	長 期 借 入 金	2,172,267
土 地	37,113	繰 延 税 金 負 債	518,442
無 形 固 定 資 産	2,584,301	そ の 他	126,389
ソ フ ト ウ エ ア	307,640	負 債 合 計	6,158,783
の れ ん	819,076	(純 資 産 の 部)	
顧 客 関 連 資 産	1,456,948	株 主 資 本	13,968,250
そ の 他	635	資 本 金	6,695,087
投 資 そ の 他 の 資 産	1,849,297	資 本 剰 余 金	8,517,035
投 資 有 価 証 券	905,636	利 益 剰 余 金	520,100
繰 延 税 金 資 産	256,468	自 己 株 式	△1,763,973
敷 金	616,277	新 株 予 約 権	878
そ の 他	70,915	非 支 配 株 主 持 分	80,444
繰 延 資 産	66,687	純 資 産 合 計	14,049,572
資 産 合 計	20,208,356	負債・純資産合計	20,208,356

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			10,863,568
売上原価			3,877,788
売上総利益			6,985,780
販売費及び一般管理費			6,252,532
営業利益			733,247
営業外収益			
受取利息		235	
成金収入		15,605	
受取和解金		47,214	
その他		15,554	78,609
営業外費用			
支払利息		18,729	
株式交付費償却		27,853	
株式報酬費用消滅損		11,962	
自己株式取得費用		9,172	
その他		654	68,371
経常利益			743,485
特別利益			
事業譲渡益		22,390	
固定資産売却益		17	22,408
特別損失			
固定資産廃棄損		1,033	1,033
税金等調整前当期純利益			764,860
法人税、住民税及び事業税		354,173	
法人税等調整額		△147,194	206,979
当期純利益			557,881
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)			△5,370
親会社株主に帰属する当期純利益			563,251

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,139,243	流 動 負 債	2,789,651
現 金 及 び 預 金	13,419,253	1年内返済予定の長期借入金	866,396
売 掛 金	417,923	未 払 金	691,924
前 払 費 用	155,052	未 払 費 用	76,852
そ の 他	166,730	前 受 金	512,210
貸 倒 引 当 金	△19,715	預 り 金	155,053
固 定 資 産	4,620,547	未 払 法 人 税 等	267,338
有 形 固 定 資 産	76,795	未 払 消 費 税 等	170,701
建 物	51,530	返 金 引 当 金	15,472
工 具、器 具 及 び 備 品	25,264	勤 続 支 援 金 引 当 金	24,045
無 形 固 定 資 産	284,612	そ の 他	9,655
ソ フ ト ウ エ ア	284,612	固 定 負 債	1,965,673
投 資 そ の 他 の 資 産	4,259,140	長 期 借 入 金	1,965,673
投 資 有 価 証 券	901,852	負 債 合 計	4,755,324
関 係 会 社 株 式	2,496,028	(純 資 産 の 部)	
敷 金	605,697	株 主 資 本	14,070,117
繰 延 税 金 資 産	237,883	資 本 金	6,695,087
そ の 他	17,678	資 本 剰 余 金	8,517,035
繰 延 資 産	66,528	資 本 準 備 金	6,645,087
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,871,947
		利 益 剰 余 金	621,967
		そ の 他 利 益 剰 余 金	621,967
		繰 越 利 益 剰 余 金	621,967
		自 己 株 式	△1,763,973
		新 株 予 約 権	878
		純 資 産 合 計	14,070,995
資 産 合 計	18,826,319	負債・純資産合計	18,826,319

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		9,032,669
売 上 原 価			2,837,827
売 上 総 利 益			6,194,841
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,451,688
営 業 利 益			743,152
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		427	
助 成 金 収 入		6,557	
受 取 和 解 金		47,214	
貸 倒 引 当 金 戻 入		20,207	
そ の 他		19,345	93,752
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		17,105	
株 式 交 付 費 償 却		27,853	
株 式 報 酬 費 用 消 滅 損		11,962	
自 己 株 式 取 得 費 用		9,172	
そ の 他		169	66,263
経 常 利 益			770,642
特 別 損 失			
固 定 資 産 廃 棄 損		139	139
税 引 前 当 期 純 利 益			770,502
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		229,239	
法 人 税 等 調 整 額		△112,235	117,003
当 期 純 利 益			653,499

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社メドレー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 齊 藤 直 人
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 矢 部 直 哉
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 鴫 田 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メドレーの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社メドレー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 齊 藤 直 人
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 矢 部 直 哉
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 鴫 田 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メドレーの2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から 2021年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

株式会社メドレー	監査役会			
常勤監査役	表	昇	平	㊟
社外監査役	加	藤	啓	㊟
社外監査役	蒲	地	正	㊟

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

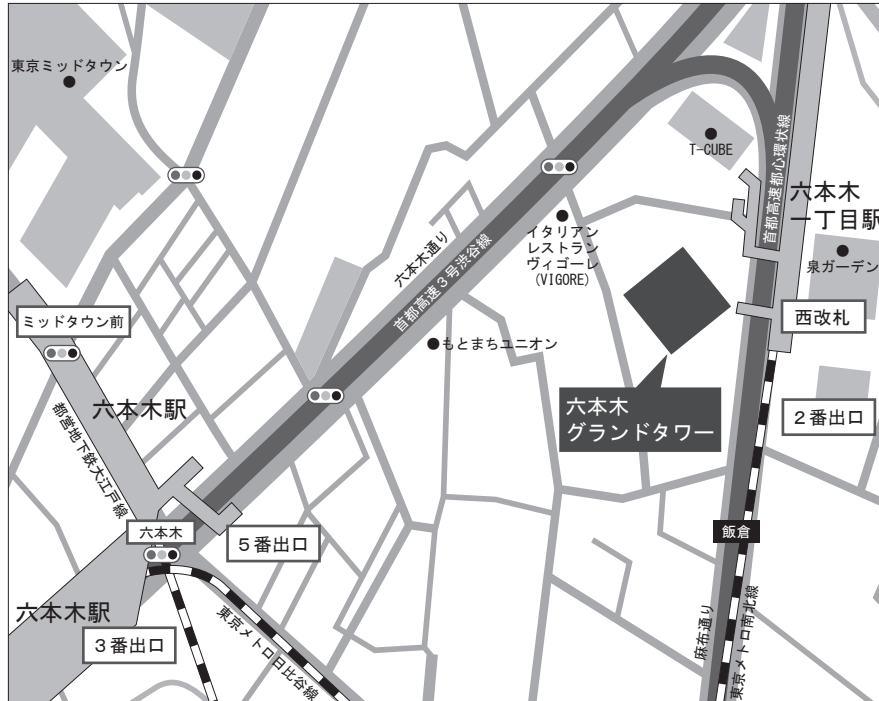
株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA・B

電話 03-5545-1722



交通のご案内：地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通（西改札）

※ベルサール六本木とは異なる建物です。ご注意ください。

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

事前登録制の採用：

ご来場については事前登録制とさせていただきます。事前に登録され
なかった株主様、抽選で当選されなかった株主様及びご入場の際に当
選が確認できない株主様は本株主総会会場へはご入場いただけません
ので予めご了承ください。事前登録の方法は2頁に記載しております。